

基準緩和型通所サービス（機能維持型）

「松寿園 はつらつ元気」

重要事項説明書

（令和5年1月1日）

「事業基準緩和型通所サービス（機能維持型）」重要事項説明書

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人の名称）	社会福祉法人 松寿園
法人所在地	〒923-0961 石川県小松市向本折町ホ31番地
代表者（職名・氏名）	理事長 山本省五
電話番号	0761-22-0756
法人設立年月日	昭和27年5月9日（創立 明治32年2月19日）

2. 事業の概要

事業所の種類	基準緩和型通所サービス（機能維持型） （はつらつシニア支援事業通所型事業）
事業の目的	アセスメントに基づき、身体機能や認知機能等の理由からセルフケアの継続支援を必要とする人に対して、生活機能の維持及び悪化兆候の早期発見・支援を図るもの。
実施の場所	石川県小松市向本折町ワ205番地 松寿園ドレミ
電話番号	0761-22-5210
名称	「はつらつ元気」
運営の方針	その利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図り、もって利用者の生活機能の維持・向上を目指す。
利用定員	20人

3. 事業実施地域及び実施日

事業実施地域	松陽・御幸圏域
実施日	4回/月 概ね 水曜日
サービス提供時間	10:00 ~ 11:30

4. 職員等の配置

	配置 人数	職種
担当職員	1名	看護職員、作業療法士、介護福祉士、機能訓練指導員
ボランティア	若干名	講習会受講修了者

5. 実施内容と利用料金

《実施内容》

介護予防サービス・支援計画に沿ったサービスの提供

① 運動機能向上のプログラムの実施

こまつロコモ体操・こまつ健脚・健腕体操

② 認知機能低下予防のプログラムの実施

音楽鑑賞・こまつはつらつ脳トレ体操

③ 社会参加のための交流

ドレミ喫茶の利用・近隣の「くすりのアオキ」や「ベーカリーロリアン」・コンビニ等の外出・買い物

※外出については諸費用はすべて自己負担であり、活動中の事故に関しては損害賠償の該当にあらず自己責任でお願いいたします。

《サービス利用料》

サービス利用料(1月につき)	ご契約者負担金(1月につき)
16,000円	2,000円

※①月途中からの利用や終了、利用者の体調不良等により利用できない場合も利用料の返金はありません。

②利用料金のお支払方法は、月始めに現金で支払いをお願いいたします。

6. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故の状況や取った処置を記録します。

7. 損害賠償について

サービス提供時において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を考慮して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

8. 契約の終了について

- ①利用者が死亡した場合
- ②要介護等認定により利用者の心身の状況が要介護と判定された場合、または自立と判定されサービス利用が必要妥当と認定されなかった場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約または契約解除の申し出があった場合
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合

9. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けいたします。

苦情受付窓口	社会福祉法人松寿園 小松市向本折町ホ31番地 0761-22-0756 受付時間：8：30～17：15
苦情対応相談者	一島 昌子 職名：松寿園在宅事業部長
苦情対応責任者	水野 洋子 職名：松寿園常務理事（特別養護老人ホーム施設長）

※苦情解決第三者委員を設置。公平中立な立場で苦情受付相談にのって頂ける委員です。

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

小松市役所 長寿社会課	所在地 小松市小馬出町91 電話番号 (0761) 24-8148 FAX (0761) 23-3243 受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日・年末年始を除く）
国民健康保険 団体連合会	所在地 金沢市幸町12-1 電話番号 (076) 231-1110 FAX (076) 231-1601 受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日・年末年始を除く）
石川県社会福祉協議会	所在地 金沢市本多町3-1-10 電話番号 (076) 224-1212 FAX (076) 222-8900 受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日・年末年始を除く）

10. 事業者の義務

安全配慮	利用者の生命・身体・財産の安全確保に配慮します。
守秘義務	サービス提供を通じて知り得た利用者及び家族の個人的な情報は、正当な理由なく第三者に漏らしません。
緊急時の対応	サービス利用中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、救命措置等、速やかに必要な措置を講じます。
記録の閲覧	利用者に提供したサービスについて記録し、2年間保存します。利用者・家族は要望によりサービス提供の記録を閲覧することができます。また、複写物の交付も可能です。

非常災害対策	事業者は、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しています。
--------	--

14. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスの利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター等又は当事業所へご連絡ください。
- (4) 施設、設備、敷地をその本来の用途にしたがって利用してください。
- (5) 故意に、又は、わずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したり汚したりした場合には、利用者の自己負担により原状に復していただくか、又は、相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- (6) 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- (7) 事業所内での喫煙はできません。
- (8) リスクに関する説明

利用において安全な環境作りに努めております。しかし利用者の身体状況や病気に伴う症状等により様々な危険性を伴う場合があります。高齢者の特徴について、職員と共にご確認ください。